

「あざみ野中学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月 31 日策定（平成 30 年 2 月 28 日改訂）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。以上の横浜市いじめ防止基本方針における「いじめ防止等の対策に関する理念」をもとに、「いじめ防止対策推進法」及び「国の基本方針」を受け、本校の学校目標および生徒の状況に照らした「本校生徒が安心、安全で豊かな学校生活を送る」ために、いじめ行為を防止することを目的とし、「あざみ野中学校いじめ防止基本方針」を設定する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策基本法」第 2 条）

【いじめを防止するための基本的な方向性とその取り組み】

- (1) 「いじめ」をどの生徒にも起こりうる身近な「人権の損害行為」ととらえ、未然防止の観点から、次の取り組みを行う。
 - ①日頃から生徒との関わりを大切にし、信頼関係を築く
 - ②平和教育を柱に据えた道徳教育の充実
 - ③個々の特性を理解し、協調していく共生の理念に根ざした人権教育の充実
 - ④「いじめ」を生まない学校風土作り
- (2) 「いじめ」に関わる生徒に残す影響の大きさをとらえ、早期発見・早期対応に努める。
 - ①個人面談・教育相談の充実
 - ②生活アンケートやいじめに関するアンケートの定期的な実施
 - ③生徒・保護者に向けた相談窓口の設置と呼びかけ
 - ④ネットパトロールの実施
- (3) 「いじめ」の発見・通報を受けた場合には、「いじめ」解消まで被害生徒を守り通し、事実の確認および加害者への対応を、毅然とした姿勢で組織的に行い、再発防止に力を入れる。
 - ①いじめ防止対策委員会を中核とした迅速で組織的な対応
 - ②全教職員の共通理解また関わる保護者の協力を得るための取組
 - ③関係機関・専門機関と連携した取組

④ PTA 運営委員会や学校家庭地域連携事業委員会との課題共有

- ※ 「いじめ解消とは」少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
- いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

2 組織の設置および組織的な取り組み

【組織の構成】

- (1) 校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめに関する対応を行う。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」の構成は、次の通りとする。
校長・副校長・生徒指導部長・生徒指導専任・教務主任・学年主任・個別支援級主任
・養護教諭とし、必要に応じて心理や福祉・警察等の専門家の参加を求めたり、学級担任
および部活動顧問等関係職員を加える。

【組織の役割】

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を定期的に関く。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- (2) 「いじめ」に対して、学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- (3) あざみ野中学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成や取組の実施を推進する。
また、随時その方針・計画・取組について、検証を行い、見直す。
- (4) いじめの相談や通報の窓口となり、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- (5) いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者および外部機関との連携を行う。

3 年間計画

| 月 | 活動の内容について |
|-----|--|
| 4月 | 「いじめ」防止・対応校内職員研修、生活アンケート、教育相談 |
| 5月 | 体育祭 |
| 6月 | 修学旅行(広島)、自然教室、学校・家庭・地域連携事業総会、YP アセスメント実施 |
| 7月 | 個人面談 |
| 9月 | 生活アンケート、教育相談 |
| 10月 | 個人面談、文化祭、学校を開く週間 |
| 11月 | 平和コンサート、夜の教育懇談会、YP アセスメント実施 |
| 12月 | いじめ防止一斉キャンペーン |
| 1月 | 生活アンケート、教育相談 |
| 2月 | 入学説明会 |
| 3月 | 個人面談、年間の反省と見直し、次年度の計画立案 |

- ※(1)年間を9期に分け、毎期毎に各学年で、情報交換を行う。必要に応じてケース会議を実施する。
- ※(2)年間を9期に分け、毎期毎に生活指導部・特別支援委員会で、情報交換を行う。必要に応じてケース会議を実施する。
- ※(3)年間を9期に分け、毎期毎に職員全体で、いじめに関する情報・対応や生徒の問題行動情報交換を行い、情報共有を行う。必要に応じて研修を実施する。
- ※(4)ネットパトロールは適宜実施する。
- ※(5)専門機関の方の講話やリーフレット等を使った啓発活動は適宜実施する。
- ※(6)「人の心の痛み」を感じることができる生徒の育成を目指した平和教育の実践を、年間を通して行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態(「いじめ防止対策基本法」第 28 条)と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

《重大事態の定義》

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

(2) 重大事態の調査

その事案が重大事態であると判断した時には、「いじめ防止対策委員会」を招集し、迅速かつ組織的に対応するとともに、再発防止にも視点に置いた「調査」を実施する。

その際、被害生徒を守ることを最優先とする。この調査結果は、教育委員会に報告する。

(3) 生徒・保護者への報告

学校は、その「調査」によって明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒やその保護者に対して必ず報告する。その際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 その他

- 本基本方針は、改定が必用とされる場合、校内に設置された「いじめ防止対策委員会」によって検討を行い、全職員共通理解の下、あらためて公表していく。
- 「いじめ」に対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う (P D C A サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。